

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪による被害により日常生活に支障が生じている犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で助成金を支給することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第176条、同法第177条、同法第179条、同法第181条及び同法第241条の罪（同法第176条及び同法第179条第1項の未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者

カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

(7) 助成金 第4条から第8条までの規定により支給する金銭をいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が発生したときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者

(2) 犯罪被害者の二親等以内の家族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(家事又は介護に関するサービス費用の助成)

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族若しくは家族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、家事又は介護に関するサービスを利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護を行うことに支障が生じていること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 犯罪被害者等が、助成の申請時において市民であること。

(5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者

ウ 犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した家事に関するサービスに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、第1項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり1,500円を限度として支給するものとする。

また、犯罪被害者等が介護に関するサービスを利用した場合は、それに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり2,300円を限度として支給するものとする。

- 3 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの時間数は、60時間までとする。
- 4 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
 - (2) 食事、排泄、入浴等の介護
- 5 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、第1項の規定による助成を受ける犯罪被害者等の住居において、同犯罪被害者等の在宅時に行われたものでなければならない。
- 6 他の家事又は介護に関する制度（障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

（一時保育及び一時預かり費用の助成）

第5条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、一時保育又は一時預かりサービスを利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）を家庭において保育することに支障が生じていること。
- (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (4) 犯罪被害者等が、助成の申請時において市民であること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者

ウ 犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した一時保育又は一時預かりサービスに要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、当該サービスの利用一日当たり2,500円に利用した子どもの人数を乗じて得た額を限度として支給するものとする。ただし、他の制度等により当該サービスに要した費用に対する助成を受ける場合は、その助成額を限度として、助成金を支給しない。
- 3 第1項の規定による助成の対象となる一時保育又は一時預かりサービスの日数は、10日までとする。
- 4 助成の対象となる一時保育及び一時預かりサービスは、当該サービスの提供や運営を行う事業者や団体により実施されるものに限る。

(精神医療費用及びカウンセリング費用の助成)

第6条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関又はカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他の深刻な精神不調に関する医療又はカウンセリングを受けたとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 心理的外傷その他深刻な精神的な不調が、犯罪に起因して生じていること。
- (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (4) 犯罪被害者等が、助成の申請時において市民であること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

ウ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した医療又はカウンセリングに要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、15万円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる医療は、精神科等を担当する医師によって外来で行われるものに限る。

また、当該医療を受ける場合、助成の額は、健康保険適用後の医療に係る自己負担額及び自立支援医療（精神通院医療）制度を利用した後の自己負担額の全額とする。

4 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより、医療保険の適用を受けず、外来で行われるものに限る。

また、当該カウンセリングを受ける場合、助成の額は、当該カウンセリングを受けるために要した費用の全額とする。

5 既に医療機関において精神不調に関する診療を受けている場合に、第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングを受ける者は、当該受診について当該医師の了解を得なければならない。

(転居費用の助成)

第7条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪が行われた時に居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 次の各号の掲げるうちいずれかに該当すること。

ア 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。

イ 二次被害又は再被害を受ける恐れのあること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族又は家族

イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、20万円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる転居の回数は、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、運送事業者又は不動産業者に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

(1) 転居に係る家財の梱包等の運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

5 犯罪被害者等が未成年者の場合、転居について保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ているものとする。

（一時避難費用の助成）

第8条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪被害により一時避難が必要と認められるとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。

イ 二次被害又は再被害を受ける恐れのあること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族又は家族

イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が一時避難に要した費用の実費額に対し、1人1泊当たり6,000円（7泊まで）を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる一時避難の回数は、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、宿泊施設に支払ったものに限る。

（支給の制限）

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、助成金の

支給を行わないことができる。

- (1) 助成金の給付を受けようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第10条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の実費額の支払いを証する領収書（原本）その他の支払費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる助成金の支給の申請を行う場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

家事又は介護に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
--------------------------------------	---

家事又は介護に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
一時保育及び一時預かり費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時保育及び一時預かり費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていない

	が、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
精神医療費用及びカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が第6条の規定によるカウンセリングの助成の申請を行う場合は、当該医師の紹介状又はその他のカウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類
精神医療費用及びカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が第6条の規定によるカウンセリングの助成の申請を行う場合は、当該医

	師の紹介状又はその他のカウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類 (6) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、当該犯罪が行われた時に犯罪被害者である市民と同居していたことを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (3) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われた時において、同居していることを証明できる書類
一時避難費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、当該犯罪が行われた時に犯罪被害者である市民と同居していたことを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

	(4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時避難費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (3) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われた時において、同居していることを証明できる書類

(申請の期限)

第11条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条、第5条、第7条及び第8条に規定する家事又は介護に関するサービス費用、一時保育及び一時預かり費用、転居費用、一時避難費用に係る助成金の支給の申請については、犯罪が行われた日から起算して1年を超えない期間
- (2) 第6条に規定する精神医療費用及びカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請については、初診日から起算して3年を超えない期間

(支給の決定)

第12条 第10条の規定による申請があつた場合には、市長は、速やかに、助成金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給決定通知書（様式第3号）又はさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その

内容を申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(交付請求)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、申請者からの請求により、助成金の支給決定額の全部又は一部を概算払により支給することができる。この場合において、当該申請者は、さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金概算払請求書（様式第5号）により、市長に助成金を請求するものとする。

(利用実績報告)

第14条 申請者は、前条の規定により受給した助成金の利用が完了したときは、さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金利用実績報告書（様式第6号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、これを審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支給すべき助成金額を確定し、さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金額確定通知書（様式第7号）により、確定した額を申請者に通知するものとする。

(支給の決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、第12条の規定により支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるとき。
 - (2) 第13条の規定に基づき、概算払により支給した助成金の額が、前条の規定により確定した額を超えているとき。
- 2 市長は、第1項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給決定取消通知書（様式第8号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、令和３年４月１日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１３日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯罪被害者等については、なお従前の例による。

様式第1号（第10条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

被害届等の書類 の警察への届出	有 ・ 無
届出した警察署	警察署
罪 種	
被 害 年 月 日	年 月 日
被 害 場 所	
（フリガナ） 被 害 者 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
犯罪が行われた 時 の 住 所	〒 ー

上記のとおり申し立てます。また、申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

（フリガナ） 氏 名		
申請時の住所	〒 ー	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		

様式第2号（第10条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

次のとおり、さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給を申請します。

1 申請者

（フリガナ） 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	※ 申請日時点の住所を記載してください。 〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		
（フリガナ） 被害者氏名	※申請者と犯罪被害者が異なる場合に記載してください。	
連 絡 先 （申請者と異なる場合）	（フリガナ） 氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

2 申請する助成金の種類

助成金	※ ☒ を記載してください。 ☐ 家事又は介護に関するサービス費用に係る助成金 ☐ 一時保育及び一時預かり費用に係る助成金 ☐ 精神医療費用及びカウンセリング費用に係る助成金 ☐ 転居費用に係る助成金 ☐ 一時避難費用に係る助成金
-----	--

3 利用履歷等

助成金の名称	利用年月日	金額（円）	摘 要
合 計			

4 申立て等

- (1) 私は、「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」第9条の規定によりさいたま市が助成金の支給を行わないことができる場合に該当しません。また、この内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

(支給の制限)

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、助成金の支給を行わないことができる。

- (1) 助成金の給付を受けようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、助成金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該助成金を市に返還することに同意いたします。

(申請者署名) 氏名

様式第3号（第12条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金の名称	金額（円）

様式第4号（第12条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理 由

様式第5号（第13条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金概算払請求書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
申請者名

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知を受けましたさい
たま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金について、下記のとおり請求しま
す。

記

- 1 支給請求額 金 円
- 2 支給の方法

様式第6号（第14条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金利用実績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
申請者名

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知を受けましたさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金に係る事業年度が終了しましたので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 支給決定額 金 円

2 精算額 金 円

3 利用履歴等

助成金の名称	利用年月日	金額（円）	摘 要
合 計			

様式第7号（第15条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで実績報告のありましたさいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

支給確定額 金 円

様式第 8 号（第 16 条関係）

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

月 日付け第 号にて支給決定したさいたま市犯罪被害者等日常生活等
支援に係る助成金について、下記の理由により、支給決定を取り消しましたので通
知します。

記

1 理 由